

中国政府による日本向けの両用品目の輸出禁止措置について

中国 & 独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2026年1月20日号

執筆者:

野村 高志

ta.nomura@nishimura.com

中島 和穂

k.nakajima@nishimura.com

朱 撃龍

東城 聰

sa.tojo@nishimura.com

桜田 雄紀

y.sakurada@nishimura.com

1. はじめに

2026年1月6日、中国の商務部（経済分野を司る中国の政府部門）より、中国から日本への中国原産のすべての両用品目について日本の軍事ユーザー、軍事用途、及び日本の軍事力を高めることにつながる他のエンドユーザーへの輸出を禁止する旨の公告が出されました。「両用品目」とは、いわゆるデュアルユース品であり、民生用途と軍事用途の双方に利用可能な貨物、技術、及びサービスのうち、輸出許可の対象となっている品目を意味し、例えば、高性能の半導体チップや半導体製造装置なども含まれますが、一部の重要鉱物やレアアース関連品目も含まれます。

本公告は、①あくまで「軍事」に関連した需要者や利用を対象とする輸出を禁止するものを対象としているにもかかわらず、報道によれば該当する両用品目を取り扱う会社からの輸出の停止が日本の輸入者に打診されるなど、実務上の影響が懸念されうる点、②両用品目の範囲は非常に広く影響が大きい点、及び③再輸出も禁止されている点が着目されるため、まずその概要をご説明します。

2. 公告の内容

公告の原文及びリンクは次の通りです。

[商务部公告 2026年第1号 关于加强两用物项对日本出口管制的公告](#)

内容は次の通りとなります。

「中華人民共和国輸出管理法」など関連法律・法規に基づき、国家安全と利益を守り、拡散防止などの国際義務を果たすため、両用品の日本向け輸出管理を強化する。

下記の通り公示する：

すべての両用品について、日本の軍事ユーザー・軍事用途、及び日本の軍事力を高めることにつながる他のエンドユーザーへの輸出を禁止する。

いかなる国・地域の組織・個人も、上記規定に違反し、中国原産の関連両用品を日本の組織・個人に移転または提供した場合、法に基づき責任を追及する。

3. 影響

まず両用品目については、2024年12月1日に施行された「両用品目輸出管理リスト」及び商務部が公布した公告（両用品目輸出管理リスト公布後、商務部はいくつかの公告を通じて一部の両用品目を追加しました。）に具体的に定められています。

そもそも、当該リストは、両用品目管理条例とともに2024年12月1日に施行され、それまでの複数のリスト¹が統合されたものでした。当該リストは100頁に及び、その中で、大きく9つに分類して、両用品目を定めています。

日本の報道ではレアアースが主に取り上げられていますが、今後、日本の経済に影響を与える、その他の当該リストに記載された原材料、設備、技術、資料なども対象とされる可能性があります。また、両用品目の対象となっている重要鉱物やレアアースは、一定の要件を満たす特定の重要鉱物やレアアース関連品目であり、あくまでも重要鉱物やレアアースの一部であることから、今後さらに、両用品目に該当しない、特定の重要鉱物やレアアースを対象とした別途の措置が講じられる可能性もあります。

次に、両用品目の輸出禁止対象は、「日本の軍事ユーザー・軍事用途、及び日本の軍事力を向上させることにつながる他のエンドユーザーへの輸出」とされています。

したがって、軍事ユーザー及び軍事用途及び日本の軍事力を向上させることにつながる他のエンドユーザーへの輸出でなければ、輸出は可能というのが原則論（建前）となります。このため、商務部の担当官は、日本の報道機関の質問に答えて、「通常の民間取引に関わる当事者について心配する必要はない」としています²。しかし、いかなる場合に、「軍事ユーザー」であるかや、「日本の軍事力を向上させることにつながる他のエンドユーザー」という明確とはいえないエンドユーザーを対象とする輸出が禁止の対象とされており、当局の裁量による拡大した適用がなされる可能性があります。

他方、そもそもこの両用品目を含めて、輸出管理についての根本的なルールを定める輸出管理法では、両用品目などの管理品目については、国の安全利益、国際義務及び対外的承諾、輸出類型等を総合考慮して輸出を許可するかを判断するとしており、その中でエンドユーザー及び最終用途も重要な要素としてあげられていました（同法13条）。

当該公告は、特に日本の軍事ユーザー及び軍事用途または軍事力を向上させることにつながるエンドユーザーの場合は輸出を禁止するということであり、13条の許可の判断について、日本の軍事関係に厳格に対応することを示した内容のようにも捉えられることができます。

とはいっても、実際には中国のレアアースを取り扱う中国企業から、日本の取引先企業に対して将来の契約締結の拒絶、現在の契約の解除の話がなされているとの報道がされており、13条の許可の対象の範囲を超えた運用または政府の意向を酌んだ中国企業の忖度が行われている可能性もあります。

その後さらに、中国から日本へレアアースを輸出する企業に対し、中国当局が審査を厳格化したとの報道がされています。販売先の企業や生産する製品を含むサプライチェーンに関する情報について、従来より詳しい報告（①レアアースが最終的に利用される製品情報、②最終的な販売先企業と中間業者の情報、③日本で生産した製品を米国など第三国に輸出するかどうか等を含む）が求められるようになり、それらを提供する日本企業側の負担が増し、審査期間が長期化するおそれが指摘されています³。輸出管理を厳格化すると、報道で指摘されているような法律の本来の制限を超えた波及的効果が生じることはありますが、まずは当該公告の内容、更には中国政府の建前の射程範囲を正確に捉えたうえで、その波及的効果の可能性をさぐることが重要です。

¹ 「核両用品及び関係技術輸出管理リスト」「ミサイル及び関係品目及び技術輸出管理リスト」「生物両用品及び関係設備・技術輸出管理リスト」「関係化学品及び関係設備・技術輸出管理リスト」

² [商务部召开例行新闻发布会（2026年1月8日）](#)

³ 共同通信 2026年1月17日付記事：<https://www.47news.jp/13736440.html>

最後に、当該公告では「いかなる国・地域の組織・個人も」対象であるとされ、「中国原産」の関連両用品を日本の組織・個人に移転または提供した場合は違反の責任を問われるとされています。

中国原産の両用品目である限り、他の国や地域を経由して、制限された両用品目を輸出したり、第三者を経由して移転しようとしても、これに違反したとして責任を問われる可能性があります。こうした再輸出や再移転（国内における移転も当該公告の対象と考えられます。）が禁止対象となっている点も考慮する必要があります。一方で、中国原産であることが要件となっているため、それを組み込んで他国で生産された製品については規制の対象外である可能性があります。

4. 類似の規制（米国が対象）

当該公告が出る前にも、軍事目的の両用品目の輸出禁止の公告としては、米国を対象としたもの（商務部公告 2024 年第 46 号）があります。以下の内容となります。

「**中華人民共和国輸出管理法**」などの関連法律・法規の規定に基づき、国家安全と利益を守り、拡散防止などの国際義務を履行するため、関連する両用品目（軍民両用）の対米輸出管理を強化することを決定した。関連事項を以下の通り公告する。

- 一、両用品目の米国軍事ユーザーまたは軍事用途への輸出を禁止する。
- 二、原則として、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料に関連するデュアルユース物品の対米輸出を許可しない。グラファイト関連両用品目の対米輸出については、より厳格なエンドユーザー及び最終用途の審査を実施する。

いかなる国や地域の組織または個人も、上記の規定に違反し、中華人民共和国原産の関連両用品目を米国の組織または個人に移転または提供した場合、法的責任を追及される。

上記のように米国についても、米国軍事ユーザーまたは軍事用途等の両用品目輸出は、再輸出禁止の対象とされています。この米国に対する規制は今回の日本に関する規制と重なる点はありますが、今回の日本に関する規制は、「軍事ユーザー」及び「軍事用途」のみならず、「日本の軍事力を高めることにつながる他のエンドユーザーへの輸出を禁止」と、禁止対象が米国に対する規制よりも広い点が注目されます。

なお、韓国・釜山で 2025 年 10 月 30 日に開かれた米中首脳会談の合意によって、商務部公告 2024 年第 46 号の第二の部分は暫定的に停止されていますが、日本への公告と類似している第一の部分は有効です⁴。

5. 当該公告に関連して取るべき今後のアクション

上記で確認したように、当該公告では、あくまで「日本の軍事ユーザー・軍事用途、及び日本の軍事力を向上させることにつながる他のエンドユーザー」への輸出や再輸出が対象とされています。両用品目の中国からの輸出に関連する日系企業としては、こうした当該公告の射程範囲を正確に把握することがまず必要になってきます。

一方、中国の国有企業などが法律の要件よりも広い範囲で自粛を行う可能性、さらに、税関等が用途及びエンドユーザーの確認のために厳格な手続きを取ることで、実質的に輸出を行うことができない状況となる

⁴ なお、同じく米国を対象に出された公告（商務部公告 2025 年第 61 号）も停止されている。

可能性も否定できず、実務状況・動向について、現地の子会社、貿易商社、専門家などを通じて、継続的に情報を収集することが必要になるかと思われます。

また、今後は中国の輸出管理部門（税関）が日本向け輸出の両用品目について、エンドユーザー及び最終用途を厳格に審査することが予想されることから、今回の公告による禁止対象となる取引ではない場合であっても、日本向け両用品目の輸出手続きが大幅に遅延したり、日本向けの輸出について需給が逼迫し調達価格が高騰する可能性があり、これは日本企業の生産計画に大きな影響を与えるおそれがあります。

中国からの調達契約において、対象品目が禁止対象となる場合や、禁止対象とならないものの輸出手続きをの遅延や価格高騰が生じる場合の取り扱いを検討することが重要となります。

以 上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、隨時発行しております。N&Aニュースレター購読をご希望の方は[N&Aニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com